

建設省厚発第176号
昭和63年6月1日

最終改正 平成18年10月5日 国 地 契 第 6 1 号

各地方建設局長 あて

建設事務次官

直轄工事における共同企業体の取扱いについて

建設工事における共同企業体の在り方に関する中央建設業審議会からの建議を踏まえ、直轄工事における共同企業体の取扱いについては、下記に定めるところによることとしたので、適切な運用を図るよう措置されたい。

なお、「大規模工事共同企業体の取扱いについて」（昭和53年11月11日付け建設省厚発第399号）は、廃止する。

記

第1 特定建設工事共同企業体

大規模であつて技術的難度の高い工事等について、確実かつ円滑な施工を図ることを目的として結成する共同企業体（以下第1において「特定建設工事共同企業体」という。）により競争を行わせる必要がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

1 対象工事等

- (1) 特定建設工事共同企業体により競争を行わせることができる工事は、次の各号に掲げる施設でそれぞれ当該各号に定める規模の工事であつて、かつ、当該工事の確実かつ円滑な施工を図るために特定建設工事共同企業体により競争を行わせる必要があると認められるものとする。
 - 一 ダム 工事費がおおむね100億円以上のもの
 - 二 堰、水門、放水路、排水機場、導水路、トンネル、地下駐車場及び共同溝 工事費がおおむね50億円以上のもの
 - 三 建築物 工事費がおおむね30億円以上のもの
 - 四 橋梁並びに建築物から分離発注される電気設備及び暖冷房衛生設備工事費がおおむね20億円以上のもの
- (2) 前各号に掲げる施設で、当該施設の工事費が前各号の最低規模の2分の1を超え、かつ、特殊な技術等を要する工事であつて確実かつ円滑な施工を図るため技術力等を特に結集する必要があると認められるものについては、特定建設工事共同企業体により競争を行わせることができるものとする。
- (3) (1)又は(2)の規定により、特定建設工事共同企業体により競争を行わせることがで

きる工事について、特定建設工事共同企業体以外の有資格業者（地方支分部局工事請負業者選定事務処理要領（昭和41年12月23日付け建設省厚第76号。以下「選定要領」という。）第7第1項第2号の規定により一般競争参加資格があると認定された者をいう。以下同じ。）であつて当該工事を確実に施工することができると認められるもの（以下「単体有資格業者等」という。）があるときは、特定建設工事共同企業体により行わせる競争に当該単体有資格業者等の参加を認めるものとする。

2 特定建設工事共同企業体の内容

(1) 構成員の数

構成員の数は、2又は3社とし、工事ごとに地方整備局長（以下「部局長」という。）が定めるものとする。

(2) 組合せ

構成員の組合せは、発注工事に対応する工事種別（選定要領第3に定める工事種別をいう。以下同じ。）の有資格業者の組合せとするものとする。

(3) 構成員の技術的要件等

すべての構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。

- 一 当該工事を構成する一部の工種を含む工事について元請としての施工実績があり、かつ当該工事と同種の工事の施工実績を有する者でなければならないものとして、部局長が工事ごとに定める工事の施工実績に関する要件を満たす者であること。
- 二 発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が5年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実にかつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であつてもこれを同等として取扱うことができるものとする。
- 三 発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

(4) 出資比率要件

すべての構成員が、均等割の10分の6以上の出資比率であるものとする。

(5) 代表者要件

代表者は、最大の施工能力を有する者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

3 資格審査等

(1) 部局長は、特定建設工事共同企業体により競争を行わせようとするときは、あらかじめ、その旨及び次の各号に掲げる事項を公示し、これにより資格認定の申請を行わせるものとする。

- 一 特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事である旨及び当該工事名
- 二 工事場所
- 三 工事の概要
- 四 資格審査申請書の受付期間及び受付場所
- 五 特定建設工事共同企業体の構成員の数、組合せ、構成員の技術的要件等、出資比率要件及び代表者要件
- 六 認定資格の有効期間
- 七 その他部局長が必要と認める事項

- (2) 部局長は、(1)の申請を受けた特定建設工事共同企業体について、資格審査を行い、適格なものを有資格業者として認定するものとする。この場合において、特定建設工事共同企業体の総合点数の算定方法については、地方支分部局において工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領（昭和41年12月23日付け建設省厚第79号）第5によるものとする。ただし、同要領第5第1項に規定する「共同企業体の資格審査要領（昭和37年11月27日付け建設省発計第79号）」の内容中、第4項の級別格付の調整は、適用しないものとする。
- (3) (2)による認定は、認定の対象となつた工事についてのみ有効とするものとする。

第2 経常建設共同企業体

中小・中堅建設業の振興を図るため、優良な中小・中堅建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力・施工力を強化することを目的として結成された共同企業体（以下第2において「経常建設共同企業体」という。）を契約の相手方とする場合の取扱いは、次のとおりとする。

1 対象工事

経常建設共同企業体による施工対象工事は、原則として、当該共同企業体の各構成員が認定された等級のうち最上位の等級に対応する契約予定金額以上の規模の工事とするものとする。

2 経常建設共同企業体の内容

(1) 構成員の数

構成員の数は、2又は3社とする。ただし、継続的な協業関係が確保され、円滑な共同施工に支障がないと認められるときは、5社までとすることができるものとする。

(2) 組合せ

構成員の組合せは、次の各号の要件を満たすものとする。

- 一 資本の額若しくは出資の総額が20億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が1500人以下の会社若しくは個人による組合せであること。
- 二 同一の等級又は直近の等級に認定された有資格業者又はこれと同等と認められる者の組合せであること。ただし、下位の等級業者等に十分な施工能力があると判断される場合には、直近二等級までに認定された有資格業者の組合せを認めることも差し支えないものとする。なお、これらの組合せの要件に適合している有資格業者の組合せが、以後において当該組合せの要件に適合しなくなつた場合にも、継続的な協業関係を維持しているときに限り、当該組合せの要件に適合しているものとみなすものとする。

(3) 構成員の技術的要件等

すべての構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。

- 一 当該工事と同種の工事について元請としての施工実績を有すること。ただし、元請としての施工実績がない構成員で当該工事を確実かつ円滑に共同施工できる能力を有すると認められる場合にあっては、下請としての施工実績を有することで足りるものとする。
- 二 発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が3年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が3年未満であつても

これを同等として取扱うことができるものとする。

三 工事1件の請負代金の額が、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項で定める金額にあつては、発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者（地域における技術者の分布状況からみて、国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することが過重な負担を課することとなると認められる場合にあつては、国家資格を有しない主任技術者。以下同じ。）を工事現場に専任で配置することができること。ただし、工事1件の請負代金の額が、建設業法施行令第27条第1項で定める金額の最低規模の3倍未満であり、他の構成員のいずれかが監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置する場合においては、残りの構成員は、監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に兼任で配置することで足りるものとする。

(4) 出資比率要件

すべての構成員が、均等割の10分の6以上の出資比率であるものとする。

(5) 代表者要件

代表者は、構成員において決定された者とするものとする。

3 登録

(1) 登録できる数

一の企業が地方整備局ごとに登録することができる経常建設共同企業体の数は、1とするものとする。ただし、共同企業体が営業区域を異にしているとき等で継続的な協業関係を維持する上で差し支えないと判断される場合に限り、当分の間、3までとすることができるものとする。

(2) 一の企業としての登録の制限

同一の工事種別において、経常建設共同企業体として登録する場合には、当該経常建設共同企業体の構成員の一の企業としての登録は取り消すものとする。

第3 実施期日等

(1) この通達は、昭和63年6月1日から実施するものとする。

(2) この通達の実施日において、現に存する共同企業体の取扱いについては、昭和63年度に限り、なお従前の例によることができるものとする。

(3) この通達の実施日前に共同企業体と請負契約を締結した工事で未完了のものについては、この通達の実施日後においても、当該工事が完了するまでの間、当該工事について当該共同企業体を契約の相手方とすることができるものとする。